

セルフプランの作成について

<セルフプランとは>

サービス等利用計画と同じく、本人の希望する生活を実現するために必要となる幅広い支援から、適切なサービスが組み合わされた総合計画（トータルプラン）です。セルフプランは本人や家族、支援者など、相談支援事業所以外のもので作成します。

障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用するにあたっては、原則としてサービス等利用計画案・障害児支援計画案の提出が必要となりますが、利用者が希望する場合には、自らサービス等利用計画（セルフプラン）を作成し、提出することができます。

<セルフプランの対象者>

★セルフプランの作成を希望する方。

★自分自身（家族・支援者含む）でサービスの利用調整ができる方。

※相談支援事業所によるモニタリングは実施されません。

（市役所で本人に対して意向確認を行い、申出書を提出して頂きます。）

<セルフプランを利用する場合の計画作成の流れ>

新規にサービスを利用する場合

- ① サービス利用のために申請書を市役所へ提出します。
- ② 市役所からセルフプラン記入用紙及びセルフプラン申出書をもらい（ホームページから印刷することもできます。）サービス利用の計画を立てます。
※セルフプランを立てたいけど、どうやって立てればいいのかわからないといった場合、障害福祉課・おやこ保健課へ相談してください。
- ③ 作成されたセルフプラン及びセルフプラン申出書を市役所へ提出します。
- ④ 市役所は、提出されたセルフプランをもとにサービスの支給決定を行います。
- ⑤ 市役所から、支給決定通知書、受給者証が届きます。
- ⑥ セルフプランをもとにサービス提供事業書と契約を交わし、サービスを利用します。

サービス利用中で更新または変更する場合

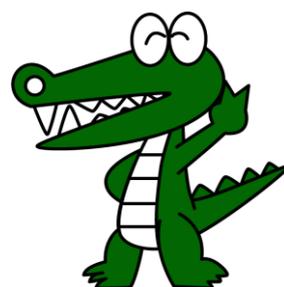
- ① 更新および変更の申請書を市役所へ提出します。
- ② 市役所から、セルフプラン記入用紙をもらい（ホームページから印刷することもできます）、サービス利用の計画を立てます。
※セルフプランの立て方について悩んだ時には、障害福祉課・おやこ保健課へ相談してください。
- ③ 作成されたセルフプランを市役所へ提出した時に、市役所から本人にセルフプランを作成することについての意向確認をさせていただきます。
- ④ 市役所は、提出されたセルフプランをもとにサービスの支給決定を行います。
- ⑤ 市役所から、支給決定通知書、受給者証が届きます。
- ⑥ セルフプランをもとにサービスの利用を行います。

☆サービスは誕生日月毎で更新が必要となります。セルフプランもサービスの更新に合わせて作り直していただき、市役所へ提出する必要があります。また、セルフプランをもとにサービスを利用している中で、もっとこんなサービスが使いたい、利用量を増やしたいなど、セルフプランの内容を変更する場合も、市役所へ提出する必要があります。

<セルフプランの取り扱い>

セルフプランは、今後障害福祉サービス・障害児通所支援を利用していくにあたり必要なものになります。受給者証とともに、大切に保管しておいてください。また、支援者と内容を共有するなどして、自分の望む生活を理解してもらいましょう。

みんなの計画を立てるお手伝いをします。
気軽に相談してね！待ってるよ～！！



(問合せ先)

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| ・豊中市障害福祉課
相談支援係 | 電話：6858-2224 FAX：6858-1122 |
| ・豊中市立障害福祉センターひまわり
相談支援擁護係 | 電話：6863-7061 FAX：6866-0811 |
| ・豊中市おやこ保健課
保健企画係 | 電話：6858-2285 FAX：6846-6080 |